

大和市告示第49号

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用再生可能エネルギー・省エネルギーシステム等設置費補助金交付要綱（令和2年大和市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和42年大和市規則第21号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条後段を削り、同条第1号中「システムをいう」を「システムに限る」に改め、同号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同条第2号中「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱（経済産業省20170126財資第2号）第2条に規定する間接補助事業の補助対象となるシステムをいう」を「前号の住宅用太陽光発電システムと併せて設置するものであって、市長が別に定めるものに限る」に改め、同条第3号中「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（経済産業省平成21・03・06年財資第9号）第2条に規定する間接補助事業の補助対象となるシステムをいう」を「都市ガス等の燃料から作る水素と空気中の酸素により発電し、熱を取り出すことができるシステムであって市長が別に定めるものに限る」に改める。

第9条中「システム等の設置を完了した」を「補助金の交付決定があった」に改め、同条第1号ただし書を削る。

第13条第1項中「認めたとき」の次に「又は補助事業者が第9条の規定による実績報告をしないとき」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条第1号イの改正規定は、公表の日から施行する。